



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

- (1) 平成22年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 時間外勤務代休時間を指定する専決権をグループリーダー等に移譲する改正（第7条第1項・別表第4関係）
- (3) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正
 - ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政健全化団体の長に対し必要な勧告をすること。（別表第2関係）
 - イ 島根県希少野生動植物の保護に関する条例の規定により、希少野生動植物の保護のための基本方針を定めること。（別表第2関係）
 - ウ 土壌汚染対策法の規定により、土地の所有者等に代わって汚染の除去等の措置を講じ、その旨をあらかじめ公告すること。（別表第2関係）
 - エ 児童福祉法の規定により、家庭的保育事業を行う市町村に対し、必要な措置を採るべきことを命ずること。（別表第2関係）
 - オ 食品衛生法の規定により、食品衛生監視指導計画を定めること。（別表第2関係）
 - カ 島根県内水面漁業調整規則の規定により、漁業の不許可を決定すること。（別表第2関係）
 - キ エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により、第一種特定建築主等が指示に従わなかったときにその旨を公表すること。（別表第2関係）
 - ク 薬事法の規定により、販売従事登録を行うこと。（別表第3関係）
 - ケ 薬事法の規定により、店舗管理者がその店舗以外の場所で店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。（別表第5関係）
 - コ 島根県内水面漁業調整規則の規定により、漁業の許可をすること。（別表第5関係）
- (4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第16号中「休日の代休日」を「代休日及び時間外勤務代休時間」に改める。

別表第1第13号知事決裁事項の欄の(3)及び同号局長等専決事項の欄の(3)中「休日の代休日」を「代休日」に改める。

別表第2政策企画局の表統計調査課の項第1号局長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とする。

別表第2総務部の表人事課の項第11号事務の種類欄中「不服申立」を「不服申立て」に改め、同号知事決裁事項の欄の(1)中「昭和39年島根県人事委員会規則第1号」を「平成18年島根県人事委員会規則第23号」に、「第14条第1項」を「第58条第1項」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第3条」を「第15条第1項及び第5項」に改め、同表税務課の項第2号事務の種類欄中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令」を「国有資産等所在市町村交

付金法施行令」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「及び納付金」を削り、同項第3号部長専決事項の欄の(3)中「第26条第5号」の次に「、第44条の2第2号」を加え、「、第70条第2号」を削り、「不動産取得税」を「不動産取得税、軽油引取税」に、「固定資産税、軽油引取税」を「固定資産税」に改め、同表管財課の項第3号事務の種類欄中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同号部長専決事項の欄の(2)中「第12条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄の(3)中「第12条第2項」を「第10条第2項」に改める。

別表第2地域振興部の表地域政策課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表市町村課の項第4号事務の種類欄中「地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 法第7条第1項（法第24条において準用する場合を含む。）の規定により、財政健全化団体の長に対し必要な勧告をすること並びに法第7条第3項（法第24条において準用する場合を含む。）の規定により、勧告の内容を公表すること及び総務大臣に報告すること。
- (2) 施行令第24条第1項の規定により、市町村である財政再生団体が総務大臣に報告し、又は協議する場合に意見を付すること。

別表第2地域振興部の表市町村課の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第2号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同表自然環境課の項第2号部長専決事項の欄の(1)中「第7条第3項又は第8条第3項」を「第7条第2項又は第8条第2項」に改め、同欄の(2)中「第7条第4項」を「第9条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

<p>4 島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）の施行に関する事務</p>		<ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第7条第1項の規定により、希少野生動植物の保護のための基本方針を定めること。 (2) 条例第8条第1項の規定により、指定希少野生動植物を指定すること。 (3) 条例第8条第7項の規定により、指定希少野生動植物の指定を解除すること。 (4) 条例第9条第3項の規定により、提案をしたものに通知すること。 (5) 条例第19条第1項の規定により、生息地等保護区を指定すること。 (6) 条例第19条第9項の規定により、生息地等保護区の指定を解除すること。 (7) 条例第20条第1項の規定により、管理地区を指定すること。 (8) 条例第20条第2項の規定により、管理地区の指定を解除すること。 (9) 条例第21条第1項の規定により、立入制限地区を指定すること。 (10) 条例第21条第3項の規定により、立入制限地区の指定を解除すること。 (11) 条例第27条第1項の規定により、保護管理計画を定めること。
---	--	---

	(12) 第28条第3項の規定により、提案をしたものに通知すること。
--	------------------------------------

別表第2環境生活部の表環境政策課の項第10号を削り、同項第11号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第2項(法第7条第3項において準用する場合を含む。)」を「第5条第2項」に改め、「又は汚染の除去等の措置を講じ、及び」を削り、同欄の(2)中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同欄の(3)中「第5条第4項」を「第6条第4項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同欄の(4)中「第31条第2項」を「第56条第2項」に改め、同欄中(4)を(9)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第7条第5項の規定により、土地の所有者等に代わって汚染の除去等の措置を講じ、その旨をあらかじめ公告すること。
- (5) 法第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を指定すること。
- (6) 法第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を解除すること。
- (7) 法第14条第3項の規定により、要措置区域又は形質変更時要届出区域を指定すること。
- (8) 法第25条の規定により、法第22条第1項の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

別表第2環境生活部の表環境政策課の項中第11号を第10号とし、同項に次の1号を加える。

11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務	(1) 法第5条の5第1項の規定により、廃棄物処理計画を定めること。
--	------------------------------------

別表第2環境生活部の表廃棄物対策課の項第1号事務の種類欄中「(昭和45年法律第137号)」を削り、同号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとし、同項に次の1号を加える。

8 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行に関する事務	(1) 法第8条第3項の規定により、同条第1項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めること。 (2) 法第29条第1項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下この号において「対策地域」という。)を指定すること。 (3) 法第30条第1項の規定により、対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。	(1) 法第8条第5項の規定により、環境大臣及び関係都道府県知事に通知すること。 (2) 法第31条第1項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下この号において「対策計画」という。)を定めること。 (3) 法第32条第1項の規定により、対策計画を変更すること。
---	--	---

別表第2健康福祉部の表医療対策課の項中「医療対策課」を「医療政策課」に改め、同項第1号部長専決事項の欄の(5)中「第30条の7」を「第30条の11」に、「療養病床」を「病床の設置若しくは診療所」に改め、同表青少年家庭課の項第1号部長専決事項の欄中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第34条の16第3項の規定により、家庭的保育事業を行う市町村に対し、必要な措置を採るべきことを命ずること。
- (5) 法第34条の16第4項の規定により、家庭的保育事業を行う市町村に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表薬事衛生課の項に次の1号を加える。

20 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品衛生法	(1) 法第24条第1項の規定により、食品衛生監視指導計画を定めること。
------------------------------	--------------------------------------

<p>施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の施行に関する事務</p>		<p>(2) 法第24条第4項の規定により、食品衛生監視指導計画を公表し、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告すること。</p> <p>(3) 法第24条第5項の規定により、食品衛生監視指導計画の実施状況を公表すること。</p> <p>(4) 法第58条第3項の規定により、食中毒患者等の発生等を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>(5) 法第58条第5項の規定により、食中毒調査の結果を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>(6) 法第63条の規定により、違反した者の名称等を公表すること。</p> <p>(7) 法第64条第2項の規定により、食品衛生監視指導計画の内容について公表し、住民の意見を求めること。</p> <p>(8) 政令第37条第2項の規定により、食中毒患者の数等を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>(9) 条例別表第1の第3の2の規定により、食品衛生責任者が受ける講習会を指定すること。</p>
--	--	---

別表第2農林水産部の表農畜産振興課の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号及び第16号を削り、第17号を第12号とし、第18号を削り、第19号を第13号とし、第20号を第14号とし、第21号を第15号とし、第22号を削り、同項の次に次のように加える。

<p>食料安全推進課</p>	<p>1 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第31条第2項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は肥料の登録を取り消すこと。</p> <p>(2) 法第35条第1項の規定により、適用除外の肥料を指定すること。</p>
	<p>2 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第3条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域（以下この号において「対策地域」という。）を指定すること。</p> <p>(2) 法第4条第1項の規定により、対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p> <p>(3) 法第5条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画（以下こ</p>

		<p>の号において「対策計画」という。)を定めること。</p> <p>(4) 法第6条第1項の規定により、対策計画を変更すること。</p>
3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第19条の14第1項、第2項又は第4項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと又はその指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第19条の14の2の規定により、指示又は命令を行うときにその旨を公表すること。</p> <p>(3) 法第20条第3項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。</p>
4 薬事法の施行に関する事務		<p>(1) 法第73条の規定により、動物用医薬品販売業の管理者の変更を命ずること。</p> <p>(2) 法第74条の規定により、動物用医薬品配置販売業者に対し、業務の停止を命ずること。</p>
5 家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年島根県規則第101号）の施行に関する事務		<p>(1) 規則第6条の規定により、家畜を集合させる催物の開催又はと畜場等の事業を停止し、又は制限すること。</p>
6 獣医療法（平成4年法律第46号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第6条の規定により、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第14条第3項の規定により、診療施設整備計画の認定をすること。</p>
7 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第24条第1項の規定により、飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収その他必要な措置を命ずること。</p> <p>(2) 法第33条第1項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。</p>

別表第2農林水産部の表林業課の項に次の1号を加える。

4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法		(1) 法第19条の14第1項、第2項又は第4項の規定により、遵守事項を遵守す
---------------------------	--	---

律の施行に関する事務		べき旨の指示等を行うこと又はその指示に係る措置をとるべきことを命ずること。 (2) 法第19条の14の2の規定により、指示又は命令を行うときにその旨を公表すること。 (3) 法第20条第3項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。
------------	--	--

別表第2 農林水産部の表水産課の項第4号部長専決事項の欄の(6)中「第49条第1項前段」を「第47条第1項前段」に改め、同欄の(7)中「第51条第1項」を「第49条第1項」に、「対するてい泊命令をする」を「対しててい泊を命ずる」に改め、同項第5号部長専決事項の欄の(4)中「第26条第1項」を「第48条第1項」に、「制限し、」を「制限」に改め、同欄中(4)を(8)とし、同欄の(3)中「第25条第1項」を「第47条第1項」に改め、同欄中(3)を(7)とし、同欄の(2)中「第24条第1項」を「第46条第1項」に改め、同欄中(2)を(6)とし、同欄の(1)中「第19条第1項」を「第41条第1項」に改め、同欄中(1)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

- (1) 規則第21条第1項の規定により、漁業の不許可を決定すること。
- (2) 規則第24条第1項の規定により、漁業の許可を取り消すこと。
- (3) 規則第25条第1項の規定により、漁業の許可を取り消すこと。
- (4) 規則第26条第1項又は第2項の規定により、漁業の許可の内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させること。

別表第2 農林水産部の表水産課の項第6号部長専決事項の欄の(1)中「第41条において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第32条の6」に改め、同欄の(2)中「定款」の次に「若しくは保険約款」を加え、同項の第9号部長専決事項の欄の(1)中「第86条第4項」を「第86条第3項」に、「平成12年島根県規則第99号」を「平成20年島根県規則第38号」に改め、同欄の(2)中「第86条第4項」を「第86条第3項」に改め、同欄の(3)中「第86条第5項」を「第86条第4項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改め、同欄の(4)中「第86条第5項」を「第86条第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

11 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務		(1) 法第19条の14第1項、第2項又は第4項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと又はその指示に係る措置をとるべきことを命ずること。 (2) 法第19条の14の2の規定により、指示又は命令を行うときにその旨を公表すること。 (3) 法第20条第3項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。
--------------------------------------	--	---

別表第2 商工労働部の表中小企業課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「第39条の4」を「第52条第1項及び第2項」に改め、同欄の(2)を次のように改める。

- (2) 施行令第6条第1項の規定により、信用保証協会の仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、又は信用保証協会に報告させ、若しくは職員に立入検査をさせること。

別表第2 商工労働部の表中小企業課の項第4号部長専決事項の欄の(2)の次に次のように加える。

(3) 施行令第6条第2項の規定により、主務大臣に報告すること。

別表第2 商工労働部の表中小企業課の項第5号部長専決事項の欄の(2)中「第24条の6の3」を「第24条の6の3第1項」に改め、同表雇用政策課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)中「第94条」を「第90条」に、「第74条」を「第61条」に改め、同欄の(2)中「第94条」を「第90条」に、「第78条第2項」を「第70条第2項」に改め、同号部長専決事項の欄の(4)中「第42条」を「第41条」に改め、同欄の(5)を次のように改める。

(5) 法第90条において準用する法第62条第2項の規定により、島根県職業能力開発協会の定款の変更の認可をすること。

別表第2 商工労働部の表雇用政策課の項第5号部長専決事項の欄の(6)中「第94条」を「第90条」に、「第77条第2項」を「第64条第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第2 土木部の表道路建設課の項第1号知事決裁事項の欄の(2)中「第50条第4項」を「第50条第5項」に改め、同表都市計画課の項第4号部長専決事項の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同表建築住宅課の項第2号部長専決事項の欄の(1)中「第18第1項」を「第19第1項」に改め、同欄の(2)中「第27」を「第28」に改め、同項に次の1号を加える。

13 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関する事務		(1) 法第75条第3項の規定により、第一種特定建築主等が同条第2項の規定による指示に従わなかったときにその旨を公表すること。 (2) 法第75条第4項の規定により、第一種特定建築主等に対し、同条第2項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
---	--	---

別表第2 出納局の表審査課の項中「審査課」を「審査指導課」に改める。

別表第3 政策企画局の表統計調査課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(3)中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

別表第3 総務部の表人事課の項第6号グループリーダー等専決事項の欄の(5)中「第34条ノ3第3項」を「第34条ノ3第2項」に改め、同欄の(9)中「第33条の2又は第33条の3」を「第33条の2第1項又は第33条の3第1項」に改め、同欄の(10)中「第47条の2」を「第47条の2第1項」に改める。

別表第3 地域振興部の表市町村課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第12条の3」を「第12条の5」に改める。

別表第3 健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第34条の14第2項の規定により、家庭的保育事業の変更届を受理すること。

別表第3 健康福祉部の表障害者福祉課の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表薬事衛生課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄中(15)を(16)とし、(6)から(14)までを(7)から(15)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第36条の4第2項の規定により、販売従事登録を行うこと。

別表第3 健康福祉部の表薬事衛生課の項第2号事務の種類欄中「及び薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）」を削り、同号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第1条」を「第3条」に改め、同欄の(2)中「第3条」を「第5条第2項」に改め、同欄の(3)中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同欄の(4)中「第5条第2項」を「第8条第2項」に、「薬剤師免許証書換え交付申請書」を「薬剤師免許証書換え交付申請書」に改め、同欄の(5)中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改め、同欄の(6)を削る。

別表第4 第6号中「休日の代休日」を「代休日及び時間外勤務代休時間」に改め、同表第11号中「」の次に「及び子ども手当」を加える。

別表第5 支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「商業活性化重点的支援事業」を「地域商

業再生支援緊急対策事業」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表自治研修所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)を削り、同欄の(2)中「第6条」を「第5条」に、「研修生」を「受講者」に改め、同欄中(2)を(1)とし、同欄の(3)中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「研修修了証書を授与する」を「修了認定を行う」に改め、同欄中(3)を(2)とし、同表保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。）」を「第7条第3項ただし書」に、「薬局以外の場所で」を「その薬局以外の場所で薬局の管理その他」に改め、同欄の(25)を次のように改める。

(25) 施行令第48条の規定により、薬局開設、医薬品等の販売業（配置販売業を除く。）又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可に関する台帳を備え、必要な事項を記載すること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(25)を(30)とし、(24)を(29)とし、(23)を(28)とし、(22)を(26)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) 施行令第44条の規定により、薬局開設等の許可証を交付すること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(21)を(25)とし、(20)を(24)とし、(19)を(23)とし、(18)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第76条の8第1項の規定により、指定薬物の貯蔵等をした者から報告をさせ、又は職員に立入り等をさせること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(17)を(20)とし、(16)を(19)とし、(15)を(18)とし、(14)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第35条第3項ただし書の規定により、営業管理者がその営業所以外の場所で営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(13)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第28条第3項ただし書の規定により、店舗管理者がその店舗以外の場所で店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可すること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第14条の9第1項又は第2項の規定により、施行令第80条第1項第3号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の届出等を受理すること。

別表第5保健所の項第10号事務の種類欄中「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」を「毒物及び劇物取締法施行令」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「第17条第1項」を「第17条第1項又は第2項」に改め、同欄の(4)中「規則第11条の2第1項」を「施行令第35条第2項」に改め、同欄の(5)中「規則第11条の3第1項」を「施行令第36条第2項」に改め、同項第19号地方機関の長専決事項の欄の(16)中「第2条第7項」を「第2条第8項」に改め、同欄中(24)を削り、(25)を(24)とし、同表支庁及び農林振興センターの項第13号地方機関の長専決事項の欄の(8)中「第100条第4項において準用する民法第83条」を「第99条の10」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「県民再生の森事業」を「再生の森事業」に改め、「ナラ枯れ被害等緊急対策事業及び」を削り、「シカ侵入防護柵設置事業」の次に「、造林新植支援事業及び災害被害森林復旧対策事業」を加え、同表支庁及び水産事務所の項第3号地方機関の長専決事項の欄の(10)中「第45条第1項」を「第43条第1項」に改め、同欄の(11)中「第49条第1項後段」を「第47条第1項後段」に改め、同項第4号地方機関の長専決事項の欄の(6)中「第18条第1項」を「第40条第1項」に改め、同欄中(6)を(16)とし、同欄の(5)中「第17条」を「第39条」に改め、同欄中(5)を(15)とし、同欄の(4)中「第14条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄中(4)を(14)とし、同欄の(3)中「第8条第3項」を「第30条第3項」に改め、同欄中(3)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 規則第31条の規定により、採捕許可証を交付すること。

(13) 規則第34条の規定により、採捕の許可に制限又は条件を付けること。

別表第5支庁及び水産事務所の項第4号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第7条第6項」を「第29条第6項」に、「命ずる」を「求める」に改め、同欄中(2)を(10)とし、同欄の(1)中「第6条」を「第28条」に改め、同欄中(1)を(9)とし、(9)

の前に次のように加える。

- (1) 規則第7条の規定により、漁業の許可をすること。
- (2) 規則第8条第2項の規定により、漁業の許可に関し必要な書類の提出を求めること。
- (3) 規則第9条第2項の規定により、漁業の許可期間の短縮を決定すること。
- (4) 規則第10条の規定により、漁業許可証を交付すること。
- (5) 規則第14条の規定により、漁業の許可に制限又は条件を付けること。
- (6) 規則第16条第1項の規定により、漁業の許可の内容の変更を許可すること。
- (7) 規則第19条の規定により、漁業の許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (8) 規則第20条第1項の規定により、漁業の許可証の返納を受理すること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第20号事務の種類欄中「(昭和54年法律第49号)」を削り、同号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第75条第1項」の次に「又は第75条の2第1項」を加え、同欄の(4)中「第75条第4項」を「第75条第5項又は第75条の2第3項」に改め、同欄中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第75条の2第2項の規定により、届出をした者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第20号地方機関の長専決事項の欄の(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第75条第6項(法第75条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。